

○追手門学院幼稚園 P T A 慶弔規定

この規定は P T A 会員の親睦和合ならびに相互扶助の精神に基づいて P T A 本来の目的に寄与せんとするものである。

1 教職員に慶弔事項のあった場合

項 目	祝 金
教職員が結婚せられたとき	10,000 円
教職員が出産せられたとき	5,000 円

2 会員に不幸があった場合

項 目	会葬または見舞	規 定	備 考
会員が死去せられたとき	役員代表 学級委員代表 職員代表	香料 10,000 円 楮 1 対	

項 目	会葬または見舞	規 定	備 考
在園児が死去せられたとき	役員代表 学級委員代表 職員代表 担 任	香料 10,000 円 楮 1 対	

3 教職員に不幸があった場合

項 目	会葬又は見舞	規 定	備 考
教職員が死去せられたとき	役員代表 学級委員代表 全 職 員	香料 10,000 円 楮 1 対	

4 補足

- (1) 会葬者、見舞者は最小限を示すもので他の会員は随意に会葬、見舞をする。
- (2) お香料、お見舞金を受けてもお返しの儀は一切行わない。
- (3) その他適当と認めた場合、実行委員会の決定に基づいて適宜に処置をとる。

附 則

この規定は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年7月5日から施行する。